

子ども家庭庁所管事業

R5 年度 中小企業子ども・子育て支援環境整備助成事業（くるみん助成金）

<助成対象事業と具体例一覧>

①労働者の育児休業等の取得を促進するための取組

○育児休業・時短勤務などを取得する労働者の業務を代替する労働者の確保

- ・育児休業・時短勤務などを取得する労働者の業務を代替する労働者の給与（くるみん認定に係る行動計画期間中に雇用した労働者を含む）
- ・育児休業・時短勤務などを取得する労働者の業務を代替する労働者を採用した場合の求人広告費・人材紹介料・面接にかかった費用
- ・育児休業・時短勤務などを取得する労働者を採用せず、社内（部署）で業務分担した場合の代替業務に対応した業務手当、賃金等（手当について定めた社内規程は必須）

○産前・産後休業、育児休業等の制度に関する周知、普及・啓発

- ・制度普及のためのパンフレットやポスターの作成等の費用
- ・社内研修・セミナーの実施、外部研修・セミナーの参加費用

○育児休業取得者の職場復帰時の支援等

- ・社内での OJT 研修・セミナーの実施、e-ラーニングの実施、外部セミナー・研修参加費用
- ・育休復帰支援サービス、保活コンシェルジュ等の利用に係る費用

②労働者の子育てを支援するための取組

○所定外労働の制限、短時間勤務制度やフレックスタイム制度等の制度の導入・周知

- ・制度導入にかかる費用（規定制定のための社労士費用等）
- ・制度普及のためのパンフレット・ポスター作成等の費用

○所定外労働の制限、短時間勤務制度やフレックスタイム制度等の制度の普及・啓発

- ・社内研修・セミナーの実施、外部研修・セミナー参加費用

○労働者のための事業所内保育施設または企業主導型保育所の設置運営

- ・育児用具、事故防止用備品、保育業務支援ソフトウェア・PC 周辺整備等の費用
- ・運営している保育所の水道光熱費
- ・運営スタッフの給与、運営スタッフを採用した場合の求人広告・人材紹介料・面接にかかった費用
- ・保育事業者への運営業務委託費
- ・事業所内保育施設・企業内保育所の普及のためのパンフレット・ポスター作成等の費用

○労働者が利用した子育てサービスの費用の助成

- ・保育所、ベビーシッター、学童クラブ、ファミリーサポート等の育児支援サービス利用料の補助

③労働者の業務負担の軽減や所定外労働の削減などを図るための取組

○労働者の業務負担の軽減や所定外労働の削減などを図るための労働者の確保

- ・労働者の業務負担軽減や所定外労働の削減などを図るために増員する労働者の給与

(くるみん認定に係る行動計画期間中に雇用した労働者を含む)

- ・労働者の業務負担軽減や所定外労働の削減などを図るために増員する労働者を採用した場合の求人広告費・人材紹介料・面接にかかった費用
- ・労働者の業務負担軽減や所定外労働の削減などを図るための外部業務委託費用

○「ノー残業デー」や「ノー残業ウィーク」等の制度導入・周知

- ・制度普及のためのパンフレット・ポスター作成等の費用

○職場内の意識啓発のための研修・セミナーの実施・参加

- ・社内研修・セミナーの実施、外部研修・セミナー参加費用

○所定外労働の削減に向けた措置

- ・勤怠管理システムや PC 自動シャットダウン等のデジタルツール導入費用、ランニングコスト
- ・所定外労働の削減に向けたインセンティブ（残業ゼロ手当等）の支給等

○在宅勤務やテレワーク（ICT を活用した場所にとらわれない働き方）などの制度導入・維持

- ・制度導入にかかる費用（規定制定のための社労士費用等）
- ・パソコン・タブレット・スマートフォン等の機器・周辺機器購入費用、リース代、ネットワーク整備費用、オンライン会議システム利用料等のランニングコスト
- ・在宅勤務手当

○業務効率化・省力化を図るための機械及び器具等の購入・ランニングコストの支払い

- ・パソコン・タブレット・スマートフォン等の機器・周辺機器購入費用、リース代、ネットワーク整備費用
- ・業務可視化ツール等の業務改善ソフト、RPA（業務自動化）の導入等の費用、ランニングコスト

④その他労働者の職業生活と家庭生活の両立が図られるようにするために必要な取組

○年次有給休暇の取得促進のための取組

- ・普及のためのパンフレット作成、セミナー・研修会の実施

○コンサルタントを活用した職場環境の改善のための取組

- ・コンサルタント相談費用

○女性労働者の就業継続やキャリア形成の支援のための取組

- ・社内研修・セミナーの実施、外部研修・セミナー参加費用

○その他労働者の職業生活と家庭生活との両立を図るための職場環境の改善や労働者の処遇改善の直接的に資する各種の取組

- ・福利厚生代行サービスの導入・利用費用（子育て支援サービスが含まれているもの）
- ・会社独自の支援金制度（出産見舞金、育児両立支援金、子ども手当等）
 - ※規定の社会保険等でカバーしないもの
- ・会社独自の特別有給休暇取得にかかる費用（子育て支援に資するもの）
- ・普及のためのパンフレット・ポスター作成等の費用